

全労金2018春季生活闘争ニュース・第21号

《合意速報No. 5》

セントラル労組が労金協会との団体交渉で、 「基本合意」を表明しました！

セントラル労組は、3月27日11時30分から、労金協会と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

		要 求			回 答		
		正職員	準職員	サポート職員	正職員	準職員	サポート職員
安定雇用	無期転換	—	(実現)		—	(実現)	
	登用制度		(実現)			(実現)	
最低賃金		時間額1,000円、日額7,330円、月額154,000円への引き上げ			時間額1,000円、日額7,330円、月額154,000円への引き上げ		
基本賃金		高卒初任賃金を4,000円引き上げ	—	—	高卒初任賃金を4,000円引き上げ	—	—
一時金		4.5	4.5	4.0	4.5	4.5	4.0
昨年実績		4.5	4.5	4.0	4.5	4.5	4.0
雇用環境	ジョブリターン	(実現)			(実現)		
	年休積立	(実現)			(実現)		
	私傷病休職	—	(実現)		—	(実現)	
公正処遇	年休	—	(実現)		—	(実現)	
	生休		(実現)			(実現)	
	母性保護		(実現)			(実現)	

団体交渉において、協会からは「一年間、中央機関の役割発揮のために力を発揮していただいた組合員には感謝申し上げたい。業態を取り巻く環境は非常に厳しいが、今後も労使で協力しながら課題を乗り越えていく期待として回答したい。また、労組の要求を踏まえ、育児・介護諸制度を利用しやすい職場づくりに向けて、職場実態の把握、検証を行いながら、労使で協議を進めていきたい」等と表明を受けました。

酒井闘争委員長は、「2018春季生活闘争は、要求提出以降、役員を交えた小交渉は3回を開催するに至った。労使がそれぞれの立場で考えを主張し、様々な課題を共有し、密度の濃い交渉を行うことが出来たものと感じている。真摯な交渉の結果、中央機関の主体的な姿勢として、回答期限日に回答書が示されたことに改めて敬意を表したい。あわせて、春季生活闘争の交渉期間では整理しきれない課題については、引き続き、労使で協議し、よりよい環境をつくるための議論が展開されるものと受け止めている。賃金

に関する要求については、労働金庫を取り巻く環境が非常に厳しい状況の中で、中央機関職員の頑張りや新たな中期経営計画・事業計画を労使で取り組んでいくための期待を含めて、要求どおり回答されたことは、しっかりと受け止めたい。育児・介護諸制度に関する要求については、すでに事業体の立場で取り組んでできていると考えるが、制度利用者はもとより、職場でサポートしている職員も含め、働きやすい職場・公正公平な評価・安心して働き続けていくことのできる職場をどのように作っていくのか、2018年度の中で具体化していくものと認識している。この春季生活闘争の交渉を通じて培った労使関係をさらに深め、よりよいものとするための議論が展開されていくものと理解している。なお、今春季生活闘争を通じて労使で展開した密度の濃い議論や、継続検討となっている事項については、引き続き労使による話し合いを進め、よりよい制度や職場環境の整備に向けて、お互いの知恵を出していきたい」等と表明しました。

単組は、①「最低賃金」および「基本賃金」は、労金業態に働く労働者の「底上げ・底支え」という要求主旨に理解が示され、「誰もが時給 1,000円」を実現できたこと、②「年間一時金」について、全国労金が厳しい経営状況にあるものの、中央機関における組合員の頑張りへの評価や、2018年から始まる中期経営計画を遂行していくにあたっての期待等も含め満額で応えたこと、③「育児・介護諸制度を利用しやすい職場づくり」について、労組の課題認識に対して理解が示され、要求項目の具体化に向け、今後、労使協議を進めていくことを確認できたこと、等から基本合意を表明しました。

*合意単組（5単組／13時50分現在）

中央・長野・沖縄・近畿・セントラル

以 上